

交付住建安第 267 号

平成 27 年 3 月 25 日

ご関係者各位

住宅都市局建築指導部建築安全課長

「神戸市建築主事取扱要領(第3版)」及び「確認審査基準解説(第3版)」について

平素は、本市建築行政に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、建築基準法の解釈・運用に関し、問合せの多い事項、条文解釈が困難な事項等について、本市の建築主事の取扱いをまとめた「神戸市建築主事取扱要領」と、建築物の計画が建築基準法に適合しているかどうかを判断するための基準として「確認審査基準」を策定しています。この度、問合せの多い事項の追加や、「近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集」との整合性等から見直しを行い、下記のとおり、改訂、公表させていただくこととなりましたので、ご活用下さい。

記

1. 運用開始日 平成 27 年 4 月 1 日

2. ご利用にあたって

- ・本市HPにて平成 27 年 4 月 1 日より公開しますので、下記URLよりダウンロードをお願いします。

【神戸市建築主事取扱要領(第3版)】

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/urban/building/rule/shujiouryou.html>

【神戸市確認審査基準解説(第3版)】

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/urban/building/rule/shinsakijun.html>

- ・変更箇所の概要については別紙をご覧ください。

神戸市建築主事取扱要領(第3版) 主な改正点

第2版 コード	第3版 コード	タイトル ※変更した項目	検討結果	主な改正点
i. 総則・雑則				
i-01	→ i-01	家庭用2段式駐車装置	-	-
i-02	→ i-02	鉄道高架下建築物の敷地及び建ぺい率	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
i-03	→ i-03	台所の採光	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
i-04	→ -	延焼のおそれのある部分の自動車車庫の開口部	削除	近畿建築行政会議取扱いと同様の取扱いの 為、削除
i-05	→ i-04	確認申請を要する用途変更	-	-
i-06	→ i-05	一敷地に2以上の工作物がある場合の申請	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
i-07	→ i-06	建築物の敷地とはみなさない水面等	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
i-08	→ -	建築面積の算定	削除	近畿建築行政会議取扱いと同様の取扱いの 為、削除
i-09	→ -	高い開放性を有する建築物の建築面積	削除	近畿建築行政会議取扱いと同様の取扱いの 為、削除
i-10	→ i-07	開放廊下等の床面積	変更	EVホールのスクリーンの取扱いについて近畿 建築行政会議取扱いに合わせる為、一部削除
i-11	→ i-08	小屋裏物置等	変更	換気用小窓についての取扱いを追加, 小屋 裏物置の計画する上での注意点を追加など
i-12	→ i-09	高さ、階数に算入されない部分	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
i-13	→ i-10	軒高	変更	近畿建築行政会議取扱いと同様の取扱いは 削除し、その他は残す
i-14	→ i-11	高床式住宅の階数	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める 本改正によるコード番号のズレを修正
i-15	→ i-12	地下建築物の上部の建築物	-	-
-	→ i-13	地盤面の算定方式の取扱い	追加	審査基準に定める取扱い以外の取扱いを追 加
ii. 単体規定				
ii-01	→ ii-01	ラック式倉庫の階数、面積及び耐火性能	-	-
ii-02	→ ii-02	有効採光面積の算定方法	変更	開放廊下に吹抜けを設けた場合の取扱いを 追加, 凡例追加, 解説の一部削除など
ii-03	→ ii-03	シャッターの採光、換気及び排煙	軽微な 変更	参考欄に近畿建築行政会議取扱い集を追加
ii-04	→ ii-04	非常用の昇降機の設置免除に係る開放廊下	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
ii-05	→ ii-05	集会場の類似の用途及び制限	-	-

神戸市建築主事取扱要領(第3版) 主な改正点

第2版 コード	→	第3版 コード	タイトル ※変更した項目	検討結果	主な改正点
ii-06	→	ii-06	内装材における下地の範囲	-	-
ii-07	→	ii-07	共同住宅の棟外モデルルーム	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
ii-08	→	ii-08	避難経路となる通路の幅員	-	-
ii-09	→	ii-09	屋外階段及び開放廊下に設けること ができる格子等	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
ii-10	→	ii-10	避難階段又は特別避難階段の付室 に設置する物置等の出入口	-	-
ii-11	→	ii-11	階段の周囲、アルコーブ等へのガス 機器の設置	変更	参照章番号等の削除, 煙突に関する解説の 追加
ii-12	→	ii-12	バルコニー、階段等の手すりの高さ 及び形状	-	-
ii-13	→	ii-13	排煙設備の異なる室の区画	-	-
ii-14	→	ii-14	避難経路となる廊下等の排煙及び区 画	変更	1の(4)の⑤について、一部文言を削除
ii-15	→	ii-15	排煙口の天井からの距離	変更	排煙設備が必要な場合の取扱いについて追 加
ii-16	→	ii-16	屋外避難階段等からの敷地内の通 路	-	-
ii-17	→	ii-17	地下車庫付2階建て住宅における敷 地内通路	-	-
ii-18	→	ii-18	給水管等による竪穴区画、避難階段 の床又は壁の貫通	-	-
ii-19	→	ii-19	無窓の居室等の主要構造部	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
ii-20	→	ii-20	共同住宅のトランクルーム、物入れ等 の区画	軽微な 変更	法令の○号を漢数字に改める
ii-21	→	ii-21	昇降路の防火区画	-	-
ii-22	→	ii-22	既存建築物の昇降路の防火区画	-	-
ii-23	→	ii-23	防火設備の連動制御器の構造	-	-
ii-24	→	ii-24	※湯沸器等に接続する「排気筒」の 防火ダンパー等の設置の禁止	変更	タイトルの変更, 本文の全面的な変更
iii. 集団規定					
iii-01	→	iii-01	道路内の建築制限	-	-
iii-02	→	iii-02	処方箋によって調剤する薬局の用途	-	-
iii-03	→	iii-03	主な社会福祉等関連施設の用途規 制	-	-

神戸市建築主事取扱要領(第3版) 主な改正点

第2版 コード	→	第3版 コード	タイトル ※変更した項目	検討結果	主な改正点
iii-04	→	iii-04	自動車車庫の用途規制	軽微な 変更	法令の〇号を漢数字に改める
iii-05		iii-05	第一種低層住居専用地域で建築可能な公民館、集会所	-	-
iii-06	→	iii-06	容積率算定の際の前面道路	-	-
iii-07	→	iii-07	橋によって接道する敷地の容積率算定及び道路斜線制限	-	-
iii-08	→	iii-08	道路面と高低差がある敷地の道路斜線制限のセットバック緩和	軽微な 変更	法令の〇号を漢数字に改める
iii-09	→	iii-09	高さ制限における屋上以外の廊下、バルコニー等の手すり	軽微な 変更	本改正によるコード番号のズレを修正
iii-10	→	iii-10	道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例	-	-
iii-11	→	iii-11	北側に水面及び道路がある敷地の北側斜線制限	-	-
iii-12	→	iii-12	プラットホーム等に係る敷地の日影による高さ制限の緩和	-	-
iii-13	→	iii-13	日影規制の対象となる部分	変更	平均地盤面の算定の取扱いを、解説に追加
iii-14	→	iii-14	高度地区	軽微な 変更	神戸市告示を、神戸国際港都建設計画高度地区と改める
iii-15	→	iii-15	高さ規制におけるゴミステーション	-	-
iii-16	→	iii-16	建ぺい率の最高限度が定められている地区計画区域内の角地等	-	-
iv. 構造関係					
iv-01	→	iv-01	構造上建築物の部分とみなすドライエリア、そで壁等の範囲	変更	文言の追記
iv-02	→	iv-02	がけ下建築物の安全措置	-	-
iv-03	→	iv-03	特殊な建築物及び工作物の構造審査	-	-
iv-04	→	iv-04	構造上の地上部分、地下部分の判定	-	-
iv-05	→	iv-05	地下車庫付住宅の構造計算	軽微な 変更	関連法令の修正
iv-06	→	iv-06	人工地盤等を有する建築物の構造安全性	-	-
v. 参考資料					
v-01	→	v-01	児童福祉施設等	変更	障害者自立支援法⇒障害者総合支援法となったことによる修正
v-02	→	v-02	換気設備対象人員算定表	-	-

神戸市建築主事取扱要領(第3版) 主な改正点

第2版 コード	→	第3版 コード	タイトル ※変更した項目	検討結果	主な改正点
v-03	→	v-03	危険物	-	-
v-04	→	v-04	細則第11条第1項各号による角敷地等図解	変更	内角の測り方などの解説を追加
-	→	v-05	住環境条例における地区計画の区域内の制限について	追加	建築物の用途の制限にかかる表記が違う場合の取扱いを追加
v-05	→	v-06	準用工作物	-	-
v-06	→	v-07	建築現場における鉄骨製作工場名の表示	-	-
-	→	v-08	開発行為及び宅地造成工事と併せて築造する地下車庫の取扱い	追加	取扱い(地下車庫築造時)の審査、検査の流れなどの追加
vi. その他誘導的取扱い					
vi-01	→	vi-01	駐車場における自動車転落事故防止対策	-	-
vi-02	→	vi-02	共同住宅のエレベーターにおける防犯対策の仕様	-	-
vi-03	→	vi-03	自動運転方式のエスカレーター	変更	2. 安全対策について運用基準の取扱いに合わせる為、修正

神戸市確認審査基準解説(第3版) 主な改正点

コード	タイトル	検討結果	主な改正点
I. 総則・雑則			
I-1	コンテナの取扱い	-	-
I-2	立体自動車車庫の取扱い	-	-
I-3	地盤面の算定方式の取扱い	-	-
I-4	開閉できる構造の屋根を有する建築物の取扱い	-	-
I-5	個室ビデオ店等の個室	-	-
II. 単体規定			
II-1	避難規定上の屋外階段の取扱い	-	-
II-2	屋外階段の堅穴区画の取扱い	-	-
II-3	避難上有効なバルコニー、屋外通路、その他これらに類するものの取扱い	解説変更	解説図の避難上有効なバルコニーの奥行寸法の規定について、説明を追記する。
II-4	避難上支障がない個室の出口の外開き戸	-	-
II-5	避難上有効な屋外への出口	-	-
II-6	避難上支障がないバルコニー、屋外通路、その他これらに類するもの	解説変更	解説図のタラップ等の位置をII-3と同じ位置に合せる
III. 集団規定			
III-1	接道の取扱い	-	-
III-2	小規模な洗車等を行うガソリンスタンドの取扱い	-	-
III-3	外壁の後退距離の取扱い	-	-
III-4	道路斜線制限の取扱い	-	-
III-5	里道、水路の取扱い	解説変更	近畿建築行政会議取扱いとの整合の為、幅員の取扱いなどの解説を変更。神戸市告示を神戸国際港都建設計画高度地区計画書ただし書に修正

神戸市確認審査基準解説(第3版) 主な改正点

コード	タイトル	検討結果	主な改正点
I. 総則・雑則			
I-1	コンテナの取扱い	-	-
I-2	立体自動車車庫の取扱い	-	-
I-3	地盤面の算定方式の取扱い	-	-
I-4	開閉できる構造の屋根を有する建築物の取扱い	-	-
I-5	個室ビデオ店等の個室	-	-
II. 単体規定			
II-1	避難規定上の屋外階段の取扱い	-	-
II-2	屋外階段の堅穴区画の取扱い	-	-
II-3	避難上有効なバルコニー、屋外通路、その他これらに類するものの取扱い	解説変更	解説図の避難上有効なバルコニーの奥行寸法の規定について、説明を追記する。
II-4	避難上支障がない個室の出口の外開き戸	-	-
II-5	避難上有効な屋外への出口	-	-
II-6	避難上支障がないバルコニー、屋外通路、その他これらに類するもの	解説変更	解説図のタラップ等の位置をII-3と同じ位置に合せる
III. 集団規定			
III-1	接道の取扱い	-	-
III-2	小規模な洗車等を行うガソリンスタンドの取扱い	-	-
III-3	外壁の後退距離の取扱い	-	-
III-4	道路斜線制限の取扱い	-	-
III-5	里道、水路の取扱い	解説変更	近畿建築行政会議取扱いとの整合の為、幅員の取扱いなどの解説を変更。神戸市告示を神戸国際港都建設計画高度地区計画書ただし書に修正